



振興法改め基本法

今年6月24日以降のスポーツ振興法を全面改定したスポーツ基本法が公布されました。

全六章、三十七条と附則で構成されおり、公布から6ヶ月以内の政令で定める日から施行される事になっています。

本当にあれば約3年前の6月中に超党派議員によりまとめられる予定でした。ですが、諸事情で棚上げされました。

今回はこのスポーツ基本法について考えてみたいと思います。

全体的印象

とにかくスポーツという言葉が持つイメージを前面に出します。印象が見受けられます。

が、今回も「スポーツ」の意味がぼんやりとしています。ただ前回と異なり、競技についての施策もしっかりと明記されています。地方公共団体よりも明文化されています。スポーツ団体の責務がます。

スポーツの意味

まずは第一章第二条で基本理念が述べられています。その中で運動競技の強化に関することが第三章、第十六条で国が必要な施策をする必要があります。つまり明文化されており、国より明文化されています。

しかし曖昧な部分を残すことで解釈次第でどうでもなると確に認識できる多のいうことも考えられます。もちろん良くも悪くもです。

気になる運動競技は

「運動競技」としたほうが何のことを目指しているのかより正確に認識できる多の

前回は「運動」用するより、「運動競技」としたほうが何のことを目指しているのかより正確に認識できる多の

この法律のスポーツの意味を見てゆくと

大きく2つが内包さ

れています。

まず一つが心身の健全な発達や生き甲斐のある豊かな生

活の実現のための運

動としてのスポーツ、

もう一つが競技力を競い合う運動競技と

してのスポーツの2つ

です。

前者に関してはスポーツ・レクリエーション活動という名称でも書かれています。「ここはあえてスポーツという外来語を利

用するより、「運動」の「運動競技」としたほうが何のことを目指しているのかより正確に認識できる多の

ことは、そしてそこには確かにバッックアップが確立されてゆけば世界の頂点に立つことは難しいことではないかと思いま

第十九条では「国際競技大会の開催への支援等」の内容があります。もちろんこれはオリンピック招致を見越したものであります。

ではオリンピックとアーリングや「Z」が

月刊 部日本新聞

2011年7月
第65号

編集・発行 Unit

スポーツ基本法 目次

- 第一章：総則
- 第二章：スポーツ基本計画等
- 第三章：基本的施策
 - 第一節：多様なスポーツ活動の機会の確保のための環境整備
 - 第二節：競技水準の向上等
 - 第三節：スポーツ推進のための基礎的条件の整備等
- 第四章：スポーツ推進会議
- 第五章：スポーツ審議会等および体育指導委員
- 第六章：国の補助等
- 附則

Unit 代表 澤野 博（さわの ひろし）

日本体育大学卒。社会人経験を経て欧州へ留学。乳酸を中心としてトレーニングを幅広く学ぶ。帰国後、部品となって競技者を支えるという意味で「Unit」を設立。競技種目、競技レベルを問わずトレーニング指導を中心に活動。医療系国家資格の臨床検査技師の資格を持つ異色のフィジカルコーチ。NSCA CSCS、JADA DCOなども保有。

ご意見、ご要望、仕事依頼、お問い合わせは下記まで。

0422-34-5055(Fax兼用)、090-1999-2845 または sawano@team-unit.com